

令和8年度 SSP 構想情報発信業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度 SSP 構想情報発信業務委託

2 業務の目的

佐賀県は、2018年からスポーツの本質的な価値を大切にする、SAGAスポーツピラミッド構想（通称 SSP 構想）に取り組み、佐賀から世界に挑戦するトップアスリートの育成を通じて「する」「観る」「支える」「育てる」「稼ぐ」など誰もがそれぞれのスタイルでスポーツに関わる文化の裾野を拡大することで、アスリートも人も地域も輝き続ける社会の実現を目指している。

SAGA2024を跳躍点とし、SSP構想を更に推進していくため、2025年3月にはSAGAスポーツピラミッド構想推進条例を制定。条例のもと、長期的な視点でSSP構想に取り組んでいくこととした。

SSP構想の広報では以下の2点を大きな目標としている。

- ・佐賀県ゆかりのアスリートの活躍が県民の誇り・憧れ・目標となること。
- ・誰もがそれぞれのスタイルでスポーツに関わる文化の裾野の拡大すること。

これまでの広報の結果、スポーツを「する」層やアスリートを「育てる」層では、SSP構想に対する一定の認知度を獲得しつつあるが、スポーツへの関与が薄い層での認知度は十分でない状況である。

本業務では、引き続き佐賀県ゆかりのアスリートの活躍や活動を取り上げ、アスリートが県民の誇りや夢、憧れとなることを目指す。そして、新たに20代～40代の子育て層やビジネス層をメインターゲットとして、県内のスポーツトピックに加え、スポーツやアスリートが生み出す多面的な効果や社会へ与える影響などスポーツのもつ本質的な価値を周知することにより、「する」「育てる」以外にも「支える」「稼ぐ」などスポーツには多様な関わり方があることを提案していく。

この2軸でSSP構想の理念をより身近に、魅力的に感じてもらうことで、スポーツを活かした人づくり、地域づくりの機運醸成を図る。

3 委託業務内容

(1) 年間を通じた SSP 構想情報発信業務

① 各種媒体を使用した広報

本県の魅力として、唯一無二の施策である「SAGAスポーツピラミッド構想」に基づき、アスリート・指導者の育成、アスリートの人生に寄り添いアスリートが輝き続けるためのキャリアサポート、練習環境の充実、スポーツを支える文化の定着、ス

スポーツビジネスの推進、スポーツを楽しむ環境の充実などに取り組んでいる。さらに全国有数の活躍を魅せる高校や各種プロスポーツチーム、SAGAアリーナや九州クライミングベースSAGAなど日本有数の施設など豊富なスポーツ資源があることが挙げられる。

加えて、SSP構想が大切にしている「スポーツの本質的な価値」として、スポーツには人々の魂を揺さぶる筋書きの無いドラマがあり、それが人々の感動を生むこと、また、スポーツには多様な関わり方があること、アスリートの活躍が周囲の人や地域に活力を与えることなど多様な魅力がある。

これらの魅力を広く認知させるため、県内各種媒体（例：新聞、テレビ、ラジオ、web など）を使用して年間を通じた広報戦略を提案すること。

- ・本広報のメインターゲットは、佐賀県内の20代～40代の子育て層やビジネス層とすること。
- ・取材、撮影をした場合の写真や、作成した画像・イラストは他媒体でもアレンジして使用できる形とすること。

② Instagram の運営・広報業務

特に今回のメインターゲットと親和性が高い Instagram を活用した広報展開は必須で行うこと。

下記のアカウトにおいて、フォロワー数増のための企画・実施、並びに当構想で取り組む事業やスポーツピックなどについての定期的な情報発信を行うこと。

	Instagram
アカウント名 / 名前	佐賀県 SAGA SSP
ユーザーネーム	@saga-ssp
フォロワー数	911 人 (R8. 2月現在)

ア 成果目標

- ・佐賀県 SSP 構想の Instagram・Facebook 公式アカウントの総フォロワー数 2,000 人以上増

イ 業務内容

(i) フォロワー数を増やすために、子育て世代や産業・ビジネスに関心のある層へ魅力あるツールにするためのコンテンツや、情報配信の企画。

[企画の留意点]

- ・スポーツや子育て・スポーツビジネスに関心のある層が配信を楽しみにできる

記事や、コンテンツの企画・立案。

- ・「する」「観る」「支える」「育てる」「稼ぐ」などスポーツへの多様な関わり方をバランスよく広報するようなコンテンツを企画すること。
- ・フォロワー数増や、フォロワーの離脱者を防ぐことにつながるもの。
- ・月1～2回程度配信できるものを企画し、配信計画を作成すること。
- ・配信したものを、県がSSP構想公式XやSSPホームページにも掲載できるように配信データを随時共有すること。

(ii) 定期的な県内全域のスポーツシーンの情報配信

- ・月2回程度の配信を行う。
- ・配信計画を作成し、掲載内容及び掲載日を県へ提案すること。
- ・掲載案(デザイン・イラスト・文章を含む)の制作、校正を確認し配信すること。
- ・ターゲットである世代が親しみをもてるデザインにすること。
- ・Instagramのさまざまな機能(ストーリーズ等)を積極的に活用すること。

(iii) フォロワー増キャンペーン

年1回～2回程度、フォロワーを増加させる企画を実施すること。

(iv) 投稿フォーマットの提供

県でもSNS投稿を行えるよう、定型フォーマットを県へ提供すること。

ウ 事業効果の分析・検証及びフィードバック

本業務による効果を適切な方法で把握し検証を行うこと。また、その分析結果について毎月フィードバックを行い、業務完了報告書に記載すること。

(2) SSP構想月間広報業務

佐賀県は、SAGAスポーツピラミッド構想推進条例に基づいて、5月25日を『SSP構想の日』と定め、同日を含む1か月間を『SSP構想月間』としている。

その期間をSSP構想の年間の広報の集中月間として、スポーツの本質的価値や魅力・スポーツへの多様な関わり方、SAGAスポーツピラミッド構想推進条例等の認知向上に向け、県内全域を対象としたSSP構想の広報を提案すること。

参考：令和8年度SSP構想月間内のイベントについて（令和8年2月時点）

- ・5月9日ネストヴィレッジオープニングセレモニー
- ・5月14日SSPアスリート新規認定式
- ・5月16,17日県内外のスポーツ関係者が集まるSSP学術フォーラム（仮称）
- ・5月下旬～ 佐賀県高校総体

(3) SSPフレッシュシリーズ広報業務

本業務では、秋・冬に開催される佐賀県高校新人大会全体を「SSPフレッシュシリーズ2026」と位置付け、大会を一体的に盛り上げるとともに、SSP構想のもと育つ高校生や、保護者、一般県民に対し「SSP構想」の浸透を図るものである。

特に、新人大会等が行われる時期はプロスポーツのシーズンと重なり、高校生の新人大会の注目度は小さい傾向にある。そのため、それぞれの競技で行われる県内の新人大会を一体的に周知広報することで、新人大会から高校総体で集大成へ向かう高校生アスリートの一連の成長と活躍のストーリーを県全体が応援し「支える」文化をつくることを目的とする。

・本業務のターゲットは、佐賀県内の高校生、保護者及びスポーツへ関心のある層とすること。

〔企画の留意点〕

- ・「SSP構想」「新人大会」にフォーカスし、全競技を一体的に広報すること
- ・新人大会は、高校総体や選手権大会に比べて報道で取り上げられることが少ないため、注目度を上げるために、各種メディア・SNS等の「記事」や「特集」として取り上げられる仕掛けを企画すること
- ・競技毎に広報を実施する場合は、競技によって予算等で明らかな差をつけないよう努めること
- ・佐賀県SSP構想の公式SNSを活用した広報を実施すること
- ・特に、競技団体との連絡・調整、スケジュール管理については十分に注意すること

4 事業の企画立案・実施に係る留意事項

- (1) 受託者は業務を確実に遂行できるよう、実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと。受託者は工程表に大きく変更が生じた場合は、その都度工程表を作成し県に提出すること。
- (2) 本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を1名配置し、適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。打ち合わせを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出すること。外部組織、協力会社などが存在する場合は、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。
- (3) SSP構想のイメージを損なわないよう、公式SNSを周知するための広報内容や、SNSでの配信内容、広報物の文章、デザインは一貫性や統一性を保ったものにする。

5 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 納品物

- (1) 実施計画及び行程表
[部数：各1部 媒体：紙・電子データ 提出時期：令和8年4月中旬]
- (2) 業務完了報告書
[部数：1部 媒体：紙・電子データ 提出時期：業務完了時]
- (3) 当事業で作成した印刷物データ（Ai データ, PDF データ）、記録写真データ、動画データ（動画を撮影した場合）、効果検証データ、資料データ等
[部数：1部 媒体：CD等 提出時期：業務完了時]
- (4) 本業務において作成した資料、広報物等
[部数：3部 媒体：現物 提出時期：作成時]
- (5) その他佐賀県が受託者と合意の上、成果物として提出を求めるもの本業務によって制作された以下のものについて、成果物として佐賀県へ提出すること

7 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について適宜佐賀県 SAGA スポーツピラミッド推進チームに報告する。
- (3) 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものし、佐賀県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
 - ア 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS 等での公開
 - イ 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動
- (5) (4) 以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議のうえ、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとし、県は責任を負わない。
- (6) 業務の遂行にあたり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行うこと。
- (7) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。
- (8) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県 SAGA スポーツピラミッド推進チームに対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括に係る業務は、再委託を

認めない。

- (9) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を順守しなければならない。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県 SAGA スポーツピラミッド推進チームと受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県 SAGA スポーツピラミッド推進チームの職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (11) 本事業の参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (12) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき佐賀県 SAGA スポーツピラミッド推進チームが判断した場合には、佐賀県 SAGA スポーツピラミッド推進チームの指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。

なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県 SAGA スポーツピラミッド推進チームとの協議によることとする。